

2015年12月4日

お客様各位

川崎汽船株式会社
自動車船営業グループ
欧州・アフリカチーム

トーゴ向けの Bill of Lading(B/L)記載事項について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トーゴ税関当局より 2015年8月以降トーゴ(ロメ港)向け貨物に関する輸入書類の全てに対し ELECTRONIC CARGO TRACKING NOTES(ECTN)の取得が必要となる通知がございました。取得した ECTN は B/L、CARGO MANIFEST へ記載必須項目となりますので、2010年5月より記載が義務付けられた CHASSIS NUMBER と併せて ECTN を記載いただきますようお願い申し上げます。なお ECTN 取得義務付けの規制導入後、猶予期間が定められておりましたが 2015年11月末に終了いたしております。

記

対象仕向国 : トーゴ、ロメ港
対象貨物 : ロメ向け乗用車、トラックを含む全品目
発効日 : 2015年8月1日船積み分より
*猶予期間: 2015年8月1日~2015年11月30日
記載内容 : 船積み車両の CHASSIS 番号(17桁)
ELECTRONIC CARGO TRACKING NOTES

* ECTN の取得に関して ANTASER ホームページ(<https://www.antaser.com>)を参照ねがいます。

本件に関するお問い合わせは下記弊社担当までお願い申し上げます。
川崎汽船株式会社 自動車船営業グループ 欧州・アフリカチーム
E-mail: kljtyocea-africa@jp.kline.com

以上